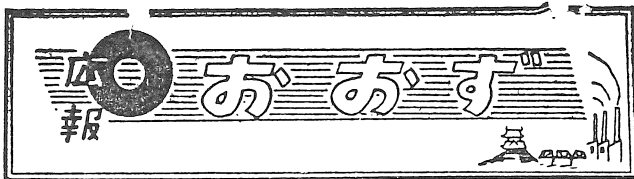


特集 号



◆この広報紙は市内各戸配布です◆

発行所 大洲市役所
代表者 沼田恒夫
編集 務 課

広 報 を
みんなが読んで
よい暮らし

公正、明瞭な大洲病院

新築工事入札の真相について

八月二十五日付西愛媛新聞尾崎繁年氏が病院入札につき、何か不正不当があるかの如き誹謗記事を掲載し、故意に事実を歪曲して入札の権威と名誉を傷けたる報道は実に心外千万であつて黙過することを得ず、茲に真相を公表して市民の御理解を乞ふ次第であります。

そもそも入札は、すべて何時、如何なる場合においても飽くまで厳正公平で、且つ適正である事が根本原則でなければならぬ。

そこで競争入札を物品の売買契約と工事の請負契約の二つに大別して考察するに物を売る場合は最高入札者を以つて、又買う場合は同じ品質である限り最低入札者を以つて落札と決定する事は、官界・民間を問わず一般的社会通念として入札の常識的常道である。

然るに、工事請負入札においては、聊か趣を異にし、無制限に最低価格で落札と決定しないのが通則である。

曾て、先年皇居の御造営にあたり、予定価格数億円の建築請負工事に対し、某業者が売名的名誉欲から、僅か一万円の入札を行い全国的話題としてこれが有効無効、不当に関し論ぜられた結果、入札の公正と入札秩序、社会秩序保全のため、遂に不当と認定せられた事実は吾々の記憶に今尚、新たなことではありません。

爾来、官公庁に於ける土木建築請負工事の公入札においては、一層 入札制度を強化し、法律、命令や条例規則等をもって一定不動の一貫した入札準則を設定し、厳に入札の適正合理化と、入札秩序の保全を確保しているのが現状であります。

叙上の観点から本市においても入札の合理適正化と厳正、公平を期するため、去る三月定例会において、旧来の入札条例を改正し『予定価格以下制限価格以上で制限価格に最も近い最低価格』を以つて落札となし、制限価格以下は失格と

して入札資格を失ふ事を規定し以つて、入札の権威と秩序を保持し進んで入札者の自重、自粛を促し、併せて工事の適正な執行を確保する措置を採用しているのであります。

入札は公正、

且つ明瞭である！

以上申し上げた根本前提に立ち去る八月十六日執行の病院建築工事入札に当つては、『工事の内容と性質上良心的立派な完全施工を確保する』の見地から有名な業者八名を指定し定例会場に召集して、理事者及び建築委員八名立会のもとに厳粛に入札を開始、先づ、市長挨拶の後、土木課長より『本日の入札は、本市の条例通り実施する。指名者は十分に御了解を願ひ入札されたい。落札は条例第十五条に規定してある通り、予定価格と更に制限価格を定めその範囲内で最低者を以つて落札とする』旨を告げ入札者側においても全員異議なくこれを了承されたものであります。その後、市長より特に入札の厳正公平を期するため、唯今より敷札を審議決定しますと宣し、入札者の了解を得て暫時休憩、直に建築委員と理事者十名、別室の監査室に集合し、京都市内藤設計事務所より厳封送付の設計金額一億七千二百七拾五万五千円を基にして、予定価格の協議に入り慎重審議の末、予定価格一億七千二百万円、制限価格一億六千五百万円に決定、全員異議なく了承、時を移さず直に全員入札会場に臨み、入札、次いで開票の結果、清水建設一四五、五八〇千円、多田工務店一五六、七〇〇千円、村上建設一六五、一〇〇千円、別子建設一七一、〇〇〇千円、大成建設一七一、八〇〇千円、西松建設一七二、五〇〇千円、大林組一七三、六〇〇千円、その結果、別室で更に慎重審議の末、清水建設及び、多田工務店は制限価

格以下の入札金額であるので失格を認め、村上建設が条例の定むる処に従ひ、制限価格に最も近い、入札最低者として落札を決定したのであります。

参考までに申し上げますと、『大洲市工事の執行並びに請負契約に関する条例』中第十五条に落札について次の通り規定してあります。『有効入札中予定価格以下価格の十分の八までの範囲内において市長の定める制限価格を下らない最低価格をもつて落札とする』と規定してあります。国の憲法にも等しいこの条例は市長独断で決定したものではありません。市民の代表である市議会で満場一致の議決を経て施行しているものであります。これ程民主的で合法的なものはありません。国・県は勿論、他市においても、本市条例の如く実施している現状から判断し、今回の入札は実に公正且つ厳正であつた事が御解り願へると信じます。

要は『安かろう、悪かろう』の利害を除去し、適正価格を設定して工事の立派な完成を念願することが制限価格、敷札設定の根本目的であつて法律やこれに準拠する条例規則等の立法主旨も又この真理に基き制定されているのであり而も民主的に夫々の機関を通じ民意を十分尊重して公布されていることは、今更説明の必要はありません。

今回、設計会社が請負業者の良心的立派な施工を確保する念願から、自からの責任と自信を以つて厳密に査定した、設計金額一七二、七五五、〇〇〇円に対し入札予定価格が何程で、制限価格が何程で決定されるかは、良識ある建築界の一流会社となれば容易に概算割り出されるのが常識ではなからうか、にも拘らず、制限価格を大巾に下廻る入札を敢えて採用せられた真意は、諒解に苦しむ処で当初から故意に落札の意志がなかったのか、或は、価格査定に大きな誤算があつたと思えない。京都市から態々馳せ参じて入札に立会した設計会社の

内藤専務は語つて曰く『先日某市で行われた病院建築工事の入札は、実に不明朗で設計責任者として大変不愉快であつたが、大洲の入札は実に公正、明瞭でしかも適正価格で落札が決定しこんな嬉しい事はない、この上は立派に竣工を心から祈る。失格した二会社がなぜあんなに不当な安値で入札したか一寸了解に苦しむ』と。

更に清水建設松山出張所長は署名入の声明書を寄せ、噴然として『西愛媛紙上に掲載の出張所長談の記事は全く事実無根のデタラメ記事である』と断じている。国には憲法あり、法律命令あり、市には条例や規則がある。

憲法を尊重し、法律命令や条例規則を遵守する事が法治国民としては勿論、公の秩序や善良な風俗を維持し住民福祉を増進して平和な地域社会の生活上如何に必須不可欠の要素であるかは今更申すまでもない、にも拘らず法を無視し、条例規則を蹂躪ししてまで陰謀と謀略をほし、いまいにし、たまたま先の木引税に関する無実の告訴問題と言ひ、今また公正な入札問題を不純な政争の具に供して民心を迷わす行為、行動等は厳につつしむべき事でありましょう。

神聖な市政を攪乱し平和な市民生活の上に戦禍を凌ぐ害悪をもたらすものである事に深く思を致すとき、うたゝ憂慮に堪えない次第であります。

以上の観点に立ち市の代表者としての責任と義務に鑑み、茲に大洲病院建築工事請負入札の経緯を仔細に公表して皆様方の深い御理解を賜りたく存じます。

昭和三十七年八月三十日

大洲市長 沼田恒夫
大洲市議会議長 西田満太郎